

島根県出雲市地域おこし協力隊員 募集要項

美しい「キララビーチ」と美味しい「多伎いちじく」！  
多伎地域の魅力を発信して観光客を呼び込む！

島根県出雲市の最西端にある多伎地域は、海と山の自然に恵まれた比較的温暖な地域です。大社地域まで続くキララビーチライン(海岸線)は日本海が一望でき、夕方になると美しい夕日が見られる人気のドライブコースとなっています。

また、山陰自動車道の多伎ICがあり、縁結びで有名な出雲大社からも車で約30分というアクセスの良さから、年間を通じて多くの観光客が訪れています。

基幹産業は農業で、日本海に面した水はけが良い土壌で、潮風、山おろしなどの気候風土を利用した「いちじく」の栽培がおこなわれており、出雲市を代表する特産品となっています。

募集の目的

このような多伎地域ですが、他地域と同様に少子高齢化・人口減少に伴う課題が顕著になってきています。

いちじく栽培をはじめとする農業は、零細で第2種兼業農家が多く、後継者不足などから生産額が減少し、耕作放棄地も増えています。

また、昔から脈々と受け継がれてきている伝統文化や伝統工芸、自治組織の運営も担い手不足で存続が困難になっている地区があります。

さらに多伎地域には島根県の基幹道路と言える国道9号が横断していますが、令和7年3月に山陰自動車道(高速道路)が開通したことにより交通量が低下し、地域内の店舗の集客への影響や交流人口減少が新たな問題となっています。

これらの課題を解決すべく、地域の資源を掘り起こし、また、新たな視点で地域の魅力を発信することで、交流・関係人口の拡大を図り、新たな担い手確保につなげる地域おこし協力隊員を募集します。

募集人員

1名

勤務場所

出雲市役所多伎行政センター市民サービス課内 うみ・やま応援センター  
多伎支部(出雲市多伎町小田 74-1)

活動地域

出雲市多伎地域

活動内容

- (1) 地域資源の掘り起こしと観光ルートを結びつけるコーディネート
- (2) 地域の隠れている観光資源の掘り起こし
- (3) 地域づくり団体等との連携・支援(民間団体・コミュニティセンター等)
- (4) 観光資源(場所;事柄等)と観光客を結ぶコーディネート
- (5) 道の駅等における地域情報、観光資源等の情報発信
- (6) 地域の観光関連施設の連携等に関するコーディネート
- (7) 交流・関係人口創出や各種イベントなど地域おこし活動の企画・運営

	(8) (一社)出雲観光協会と地元企業・団体との連携
3年間の活動イメージ	<p>【1年目】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における課題及び情報を収集する。</li> <li>(2) 地域づくり団体等の連携・活動支援をする。</li> <li>(3) 地域の隠れている観光資源の掘り起こし。</li> <li>(4) 集落応援隊(ボランティア)に関すること。</li> <li>(5) 2年目以降の活動計画を策定する等。</li> </ol> <p>【2年目以降】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1年目で策定した計画をもとに、活動内容を充実・発展させる。</li> <li>(2) 地域の隠れている観光資源の掘り起こし。</li> <li>(3) 観光資源(場所;事柄等)と観光客とを結ぶコーディネート。</li> <li>(4) 地域の観光関連施設の連携等に関するコーディネートをする。</li> <li>(5) 交流・関係人口創出や各種イベントなど地域おこし活動の企画・運営をする。</li> <li>(6) (一社)出雲観光協会や地元企業・団体と連携し、イベント等を企画する。</li> <li>(7) 定住に向けた生業づくりを本格化させる。</li> </ol>
募集対象	<p>現在三大都市圏をはじめとする都市地域等(*)にお住まいで、採用内定後活動拠点となる地区に生活の拠点を移し、地域住民と協力しながら地域活動に意欲と情熱を持って取り組める方で、以下の全てを満たす方が対象です。</p> <p>*地域の条件については、出雲市自治振興課にお問合せください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</li> <li>(2) 出雲市多伎地域に住民登録を移動し、居住できる方</li> <li>(3) 18歳以上の方(着任時満年齢)</li> <li>(4) 心身共に健康で、体力に自信がある方</li> <li>(5) 普通自動車運転免許(AT車限定可)を有し、業務での運転が可能な方。 ※ 日常生活を含め市内の移動には自動車が不可欠です。</li> <li>(6) 基本的なパソコン操作(文書作成、表計算等)及びインターネット等の活用ができる方</li> <li>(7) SNSによる情報発信等をしている方</li> <li>(8) 任期終了後、出雲市内での定住に意欲のある方</li> </ol>
任用形態	<p>地方公務員法22条の2第1項第1号に定めるパートタイム会計年度任用職員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出雲市地域おこし協力隊として委嘱します。</li> <li>(2) 将来の就業・起業につながる副業は業務に支障がない範囲で可能です。</li> </ol>

任用期間	<p>任用開始の日(月初め)から当該年度末まで</p> <p>(1) 着任時期については、相談に応じます。</p> <p>(2) 任用開始から1月間は、条件付採用期間となります。</p> <p>(3) 次年度からは、能力実証等を踏まえて再度任用することになります。</p> <p>※ 最長、任用の日から3年間までとなります。</p> <p>【任期終了後について】</p> <p>自らのスキルや地域おこし協力隊として身に着けた経験等を活かして、起業または就職</p> <p>※ 起業・就職については、市がサポートします。</p>
勤務日数・時間	<p>(1) 勤務日数:月あたり17日(週4日程度)</p> <p>(2) 勤務時間:週31時間(土・日・祝日に勤務する場合があります。)</p> <p>※ 1日あたり7時間45分</p>
待遇等	<p>(1) 給与:月額224,300円</p> <p>(2) 賞与:なし</p> <p>(3) 退職金:なし</p> <p>(4) 通勤手当:あり(通勤距離2キロ以上/3,300円~24,500円)</p> <p>(5) 休暇:年次休暇、特別休暇(慶弔・夏季休暇など)、介護休暇及び介護時間</p> <p>※ 出雲市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年出雲市規則第10号)による</p> <p>(6) 加入保険等:社会保険[共済組合(短期給付)・厚生年金]・雇用保険加入・非常勤職員等公務災害補償対象</p> <p>(7) 住居:市が借上げ、無償で提供(原則空き家利用)</p> <p>※ 引越し費用、光熱水費は原則自己負担となります。</p> <p>(8) その他:「出雲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」(令和元年出雲市条例第27号)による</p>
定住・起業支援制度	<p>任期終了後の定住・起業には支援制度があります。</p> <p>(1) 出雲市地域おこし協力隊定住支援補助金(上限補助額50万円)</p> <p>(2) 出雲市地域おこし協力隊起業支援補助金(上限補助額100万円)</p>

## 応募要領

- 1 申込期限:令和8年(2026)5月29日(金) 午後5時必着
- 2 提出書類:(1) 出雲市地域おこし協力隊員募集エントリーシート  
※ 応募の動機などの必要事項を記入のうえ、写真(上半身脱帽、正面向きで6か月以内に撮影したもの)を貼付。  
(2) 住民票(個人)の写し  
(3) 運転免許証の写し
- 3 提出先:上記① ②を出雲市役所自治振興課中山間地域振興室に郵送又は持参。  
※提出された書類は返却しません。

選考方法: (1) 1次審査【書類審査】:申込期限後、概ね10日前後で結果を通知します。  
(2) 2次審査【面接審査】(令和8年6月を予定)  
① 1次審査合格者を対象に面接審査を行います。(日時は、対象者と調整します。)  
② 面接審査の実施場所は、出雲市役所(出雲市今市町70番地)を予定しています。  
③ 面接審査実施日の前に、数日間の体験プログラムを予定しています。  
(勤務地や地域おこし協力隊現役・OBの活動視察等)  
④ 面接審査及び体験プログラムを受けるための交通費などの応募に要する費用は、すべて応募者の負担となります。  
ただし、体験プログラムに要する宿泊などの滞在費用は、出雲市で負担します。

問合せ先

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70  
出雲市役所自治振興課中山間地域振興室 担当:岸・和田  
TEL:0853-21-6216 FAX:0853-21-6599